

令和8年度さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付事業
特 別 会 計 予 算

令和8年度さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ116,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 繰入金		21,604
	1 一般会計繰入金	21,604
2 繰越金		15,450
	1 繰越金	15,450
3 諸収入		40,992
	1 貸付金元利収入	39,767
	2 違約金	1,224
	3 雜入	1
4 市債		37,954
	1 市債	37,954
歳入合計		116,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		116,000
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	116,000
歳 出 合 計		116,000

第2表

地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	37,954	普通貸借	無 利 子	母子及び父子並びに寡婦 福祉法第37条第2項及 び第4項に定めるところ による。